次　　第

日　時　平成 27 年 1 月 29 日（木）午前 9 時
場　所　春日井市役所南館 4 階　第 2 委員会室

議　題

1　個人情報保護に関する重要な事項の審議（諮問第 45 号）について

2　その他

審査会提出資料

（諮問第 45 号）

１　諮問書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　特定個人情報保護評価書（全項目評価書）住民基本台帳に関する事務　・別紙１

３　特定個人情報保護評価書（全項目評価書）市民税（個人）事務　・・・　別紙２

26 春 情 第 322 号
平成 26 年 12 月 2 日

春日井市情報公開・個人情報保護審査会
会長　近藤　真　様

春日井市長　伊　藤　　太

春日井市個人情報保護に関する重要な事項について（諮問）

春日井市情報公開・個人情報保護審査会条例第２条第２項に基づき、次の事項について諮問します。

１　諮問事項

住民基本台帳事務及び市民税（個人）事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について

２　諮問理由

特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を保有しようとするときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 27 条により特定個人情報保護評価を実施するよう定められています。

特定個人情報保護評価のうち、全項目評価に該当する場合は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第１号。）第７条第１項の規定に基づき、評価書を公示し、広く住民等の意見を求めたのち、同条第４項の規定により第三者点検を受けるよう定められていることから、貴審査会に第三者点検の実施を求めるものです。

３　その他

住民基本台帳事務及び市民税（個人）事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）については、現在、パブリックコメントを実施しているため、パブリックコメントの意見を反映した上で、貴審査会へ速やかに提出します。

問い合わせ先　総務部情報システム課　石原、額谷
電話（0568）85-6124

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
	住民基本台帳に関する事務　全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日井市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関する条項を整備した委託契約を結び、セキュリティに関する研修を協同で実施するなど情報保護管理体制に万全を期している。

評価実施機関名

春日井市

特定個人情報保護委員会　承認日 【行政機関等のみ】

公表日

［平成26年４月　様式4］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容　※	市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照） ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪中間サーバへの住民票に関する情報の送付 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、平成26年11月20日付総務省令第85号により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	[　30万人以上　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	既存住民記録システム（以下「既存住基システム」という。）
②システムの機能	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載（住民票を作成）する機能 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能 3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除（住民票を除票）する機能 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載（住民票）を照会する機能 5. 証明書の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種証明書等を発行する機能 6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計票や、人口統計用の集計票を作成する機能 7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、愛知県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を通じ連携する機能。 8. 戸籍システムへの連携 住民票の記載事項等に応じ、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能。 9. 入管連携端末への連携 住民票の記載事項等に応じ、入管連携システムへの通知データを作成する。

③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1.　本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CS（コミュニケーションサーバ）の本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2.　本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）が保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3.　個人番号カードを利用した転入（特例転入） 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4.　本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーにして本人確認情報の検索を行い、該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5.　機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6.　本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7.　送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類（通知カード、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等）を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8..　個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム（以下「統合宛名システム」という。）（宛名システム）
②システムの機能	1．宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号（以下「統合宛名番号」という。）が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバに対し返却する。 2．宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3．中間サーバ連携機能 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。 4．各事務システム連携機能 各事務ムシステムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバ　）
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1．符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する統合宛名番号とを紐付け，その情報を保管・管理する。 2．情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の照会及び受領（照会した情報の受領）を行う。 3．情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して，情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4．既存システム接続機能 中間サーバと各事務システム、宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5．情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6．情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 7．データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8．セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 9．職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10．システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

3. 特定個人情報ファイル名	
（1）住民基本台帳ファイル （2）本人確認情報ファイル （3）送付先情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	（1）住民基本台帳ファイル ①住基法に定める住民基本台帳の整備、正確な記録及び記録の管理等を行うため。 ②番号法に定める個人番号とすべき番号の生成要求及び個人番号の指定を行うため。 （2）本人確認情報ファイル 本人確認情報ファイルは転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、一つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。 ③申請・届出の際に提示された個人番号カードを用いた本人確認を行う。 ④個人番号カードを利用した転入手続きを行う。 ⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 （3）送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている（番号法第7条第1項）。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任することを予定しており、機構に通知カード及び交付申請書情報を提供する。
②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類（住民票の写し等）の省略が図られ、もって住民の負担軽減（各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながることが見込まれる。 また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能になり、行政事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入等の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	春日井市市民生活部市民課	
②所属長	課長　　河地 隆廣	
8. 他の評価実施機関		

（別添1）事務の内容

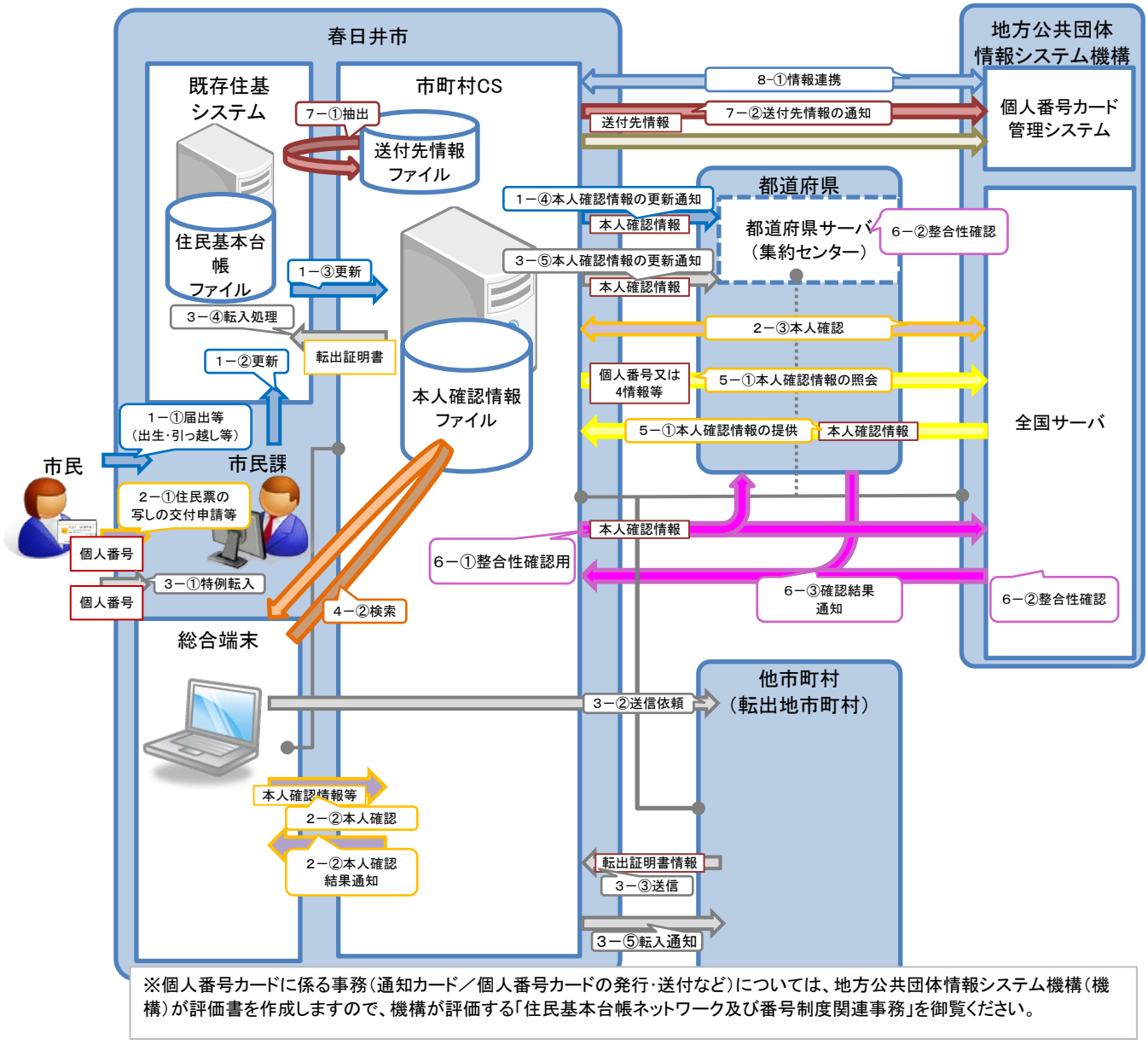

※個人番号カードに係る事務（通知カード／個人番号カードの発行・送付など）については、地方公共団体情報システム機構（機構）が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」を御覧ください。

（備考）

1　本人確認情報の更新に関する事務
　1－①　住民からの転入、転出、転居、出生、死亡等の届出を受け付ける。
　1－②　住民基本台帳（既存住基システム）を更新する。
　1－③、④　住民基本台帳の更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新し、県サーバに通知する。

2　本人確認に関する事務
　2－①　住民からの住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。
　2－②、③　統合端末で、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード（又は法令で定めた書類に記載された4情報）を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
　2－④　全国サーバから市町村CSを通じて、本人確認情報を受領する。

3　個人番号カードを利用した転入（特例転入）
　3－①　転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認（2　本人確認」を参照）を行う。
　3－②、③　統合端末から市町村CSを経由して転出値市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い、転出証明書情報を受信する。
　3－④　既存住基システムで、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
　3－⑤　市町村CSで、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
　3－⑥　転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4　本人確認情報検索に関する事務
　4－①　4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
　※検索対象者が県内の住所地の場合は県サーバへ、県外の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。

5　機構への情報照会に係る事務
　5－①、2　機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行い、当該個人の本人確認情報を受領する。

6　本人確認情報整合に係る事務
　6－①　市町村CSから県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
　6－②　県サーバ及び全国サーバで、市町村CSから受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
　6－③　県サーバ及び全国サーバから、市町村CSに対し整合性確認結果が通知される。

7　送付先情報通知に関する事務
　7－①　既存住基システムから、個人番号カード交付対象者の送付先情報を抽出する。
　7－②　個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8　個人番号カード管理システムとの情報連携
　8－①　個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの送付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの変換情報等を連携する。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
（1）住民基本台帳ファイル【住基マスターファイル（住登外者以外の宛名ファイルを含む）】		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民 ※住民基本台帳に記載されていた者で、転出等の事由により住民票が消除（死亡による消除を除く。）された者（以下「消除者」という。）を含む
	その必要性	法令に基づき住民基本台帳を作成し必要に応じて住民票に記載、消除又は修正すべきとされているため。
④記録される項目		[　50項目以上100項目未満　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[○] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（　戸籍に関する情報　）
	その妥当性	・個人番号 ：住民票記載項目管理のために保有 ・その他識別情報 ：対象者を正確に把握するために保有 ・4情報 ：住民票記載項目管理のために保有 ・その他住民関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、戸籍に関する情報 ：住民票記載項目管理のために保有 ※住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報（個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更（情報）を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年7月予定
⑥事務担当部署		市民課、坂下出張所、東部市民センター出張所、味美出張所、高蔵寺出張所

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※			[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 保険医療年金課、子ども政策課、介護保険課、高齢福祉課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 地方公共団体情報システム機構 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村 ） [ ] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法			[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③入手の時期・頻度			住民基本台帳の記載事項において、転入、入国等の住民異動届及び出生、国籍取得等の戸籍届の申請や他団体等からの各種通知を受けた都度に入手する。
④入手に係る妥当性			住基法の定めによる。
⑤本人への明示			住基法第7条（住民票の記載事項）において明示されている。
⑥使用目的 ※			住基法に基づき住民基本台帳への記載を行う。
	変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※		市民課、坂下出張所、東部市民センター出張所、味美出張所、高蔵寺出張所、南部ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、坂下公民館、グリーンパレス春日井、ルネック交付所
	使用者数		[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑧使用方法 ※			・住民基本台帳へ記載することで、本人からの希望及び使用目的に応じて住民票の写しに記載する。 ・転入先市町村に住民票を作成するため転出証明書に記載又は住民基本台帳ネットワークを介した転出情報の送信 ・庁内関係各課の番号法で定められた事務において本人確認により状況把握が必要となった際の情報提供 ・住民異動届の内容審査で確認する。
	情報の突合 ※		・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは通知カードとその他本人確認書類で突合を行う。 ・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突合を行う。
	情報の統計分析 ※		人口統計などの統計分析は実施するが、個人番号を利用した統計処理は実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※		該当無し
⑨使用開始日			平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 2 ） 件
委託事項1		窓口業務委託
①委託内容		既存住基システムへの入力作業・各種証明書の発行
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
	その妥当性	住民基本台帳に係る届出や申請は、「2. ③対象となる本人の範囲」のいずれの者からも行われる可能性があるため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [○]その他 （ 市民課内でのシステムの直接操作 ）
⑤委託先名の確認方法		入札結果として、春日井市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		テンプスタッフ・ピープル株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2		既存住基システムの運用保守委託
①委託内容		既存住基システムの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
	その妥当性	既存住基システムの対象は「2. ③対象となる本人の範囲」のすべての者となるため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [○]その他　（ データセンター内でのシステムの直接操作 ）
⑤委託先名の確認方法		入札結果として、春日井市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		トーテックアメニティ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 56 ）件 [○] 移転を行っている （ 24 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第1項）
②提供先における用途	健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務を除く。）
③提供する情報	住基法第7条第4号に規定する事項（世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄。（以下「住民票関係情報」という。）
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第2項）
②提供先における用途	健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 同法施行規則第50条第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 同法施行規則第120条第1項の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第3項）
②提供先における用途	健康保険法第106条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第104条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 同法施行規則第38条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 同法施行規則第50条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第4項）
②提供先における用途	船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第26条第1項の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第6項）
②提供先における用途	船員保険法第73条第1項の出産育児一時金又は同法第81条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に係る事務 同法施行規則第26条第1項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 同法施行規則第38条第１項の被扶養者に係る確認に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第8項）
②提供先における用途	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項の里親の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 同法第24条の2第１項の障害児入所給付費、同法第24条の6第１項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第１項の特定入所障害時食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第9項）
②提供先における用途	児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実医についての審査に関する事務 同法第19条の5第2項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務 同法第19条の6第1項の医療費支給認定の取消に関する事務 同法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の9第3項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 同法施行規則第7条の23第1項の医療受給者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第11項）
②提供先における用途	児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 同法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務 同法第21条の6の所外福祉サービスの提供に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第16項）
②提供先における用途	児童福祉法第56条第１項の負担能力の認定に関する事務 同法第56条第２項の費用の徴収に関する事務（同法第50条第５号に係る部分に限る。） 同法第56条第２項の費用の徴収に関する事務（同法第50条第６号及び第６号の3に係る部分に限る。）
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第18項）
②提供先における用途	予防接種法（昭和23年法律第68号）第16条第１項第４号又は第２項第４号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 同法第28条の実費の徴収の決定に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第20項）
②提供先における用途	身体障害者福祉法第18条第1項の障がい福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 同法第38条第1項の費用の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第21項）
②提供先における用途	身体障害者福祉法第38条第2項の費用の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第23項）
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第28条の診察の通知に関する事務 同法第29条第１項若しくは第29条の２第１項の入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務 同法第31条の費用の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第27項）
②提供先における用途	地方税法第703条の4の国民健康保険税の課税に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先15	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第30項）
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先16	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第31項）
②提供先における用途	公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第１項又は第28条第２項の家賃の決定に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第34項）
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第35項）
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第37項）
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第38項）
②提供先における用途	学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先21	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第39項）
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先22	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第40項）
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先23	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第42項）
②提供先における用途	国民健康保険法施行規則第5条の2の病院等に入院、入所中又は入居中の者に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 同法施行規則第9条（同例第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の世帯変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 同法施行規則第10条の2第1項又は第20条の2第1項の世帯主の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先24	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第48項）
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給，保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先25	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第53項）
②提供先における用途	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の障害福祉サービスの提供に関する事務 同法第27条の費用の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先26	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第54項）
②提供先における用途	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先27	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第57項）
②提供先における用途	児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 同法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 同法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先28	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第58項）
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先29	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第59項）
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先30	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第61項）
②提供先における用途	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4の福祉の措置の実施に関する事務 同法第11条の福祉の措置の実施に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先31	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第62項）
②提供先における用途	老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先32	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第66項）
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 同法第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に火ある事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先33	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第67項）
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先34	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第70項）
②提供先における用途	母子保健法第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先35	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第77項）
②提供先における用途	雇用保険法第10条の3第1項の未支給の失業等給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 同法第61条の6第1項の介護休業給付金の支給の申請に係る事実についての審査に係る事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先36	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第80項）
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の一部負担金の算定に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先37	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第84項）
②提供先における用途	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先38	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第89項）
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先39	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第91項）
②提供先における用途	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先40	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第92項）
②提供先における用途	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第32条第2項第1号の年金である長期給付又は同項第3号の年金である給付（これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る権利の決定の請求に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先41	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第94項）
②提供先における用途	介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 同法第51条第１項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 同法第61条第１項の高額介護予防サービス費の申請に係る事実についての審査に関する事務 同法第129条第2項の保険料の付加に関する事務 同法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 同法施行規則第83条の6（同令第97条の4において準用する倍医を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項の施設介護サービス費又は同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先42	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第96項）
②提供先における用途	被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条第１項の被災者生活再建支援金の支給に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先43	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第101項）
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先44	農林漁業団体職員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第102項）
②提供先における用途	平成13年統合法附則第25条第5項において準用する廃止前農林共済法（平成13年統合法附則第2条第1項第1号の廃止前農林共済法をいう。）第28条第1項の規定による支払未済の特例年金給付の支給の請求に係る事実についての審査に係る事務 同法附則第37条第6項において準用する廃止前農林共済法第52条後段の規定による特例遺族共済年金の転給の請求に係る事実についての審査に関する事務 同法附則第42条第10項において準用する廃止前旧制度農林共済法（平成13年統合法附則第38条第6項の廃止前旧制度農林共済法をいう。）第48条後段の規定による特例遺族年金の転給の請求に係る事実についての審査に関する事務 同法附則第45条第1項の特例障害農林年金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 同法附則第46条第1項の特例遺族農林年金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先45	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第103項）
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先46	独立行政法人医薬品医療機器総合機構
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第105項）
②提供先における用途	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先47	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第106項）
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法第15条第2項の返還の期限の猶予の申請にかかる事実についての審査に関する事務 同法第17条の額資金の回収に関する事務 同法施行令（平成16年政令第2号）第5条第3項の額資金の返還の期限及び変換の方法の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先48	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第108項）
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 同法第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 同法第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 同法第56条第2項の支給認定の変更に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先49	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第111項）
②提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第94号）第1条第1項又は第2項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先50	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第112項）
②提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成21年法律第37号）附則第2条第1項において読み替えて準用する同法第2条ただし書若しくは第3条ただし書若しくは附則第2条第3項若しくは第3条第1項の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第113項）
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条の高等学校等就学支援金（同法第3条第1項の高等学校等就学支援金をいう。）の受給資格の認定に申請に係る事実についての審査に関する事務 同法第17条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する法律
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先52	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第114項）
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第7条第1項の職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先53	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第116項）
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先54	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第117項）
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先55	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第120項）
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先56	春日井市教育委員会学校教育課
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第38項）及び第9号（条例制定予定）
②提供先における用途	学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [○] その他　（ 庁内連携システム　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先1	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第8項）
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通著給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度
移転先2	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第9項）
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度

移転先3	健康福祉部健康増進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第10項）
②移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度
移転先4	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第11項）
②移転先における用途	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度

移転先5	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第12項）
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度
移転先6	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第13項）
②移転先における用途	身体障害者福祉法第38条第2項の費用の徴収に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度

移転先7	健康福祉部生活援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第15項）
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度
移転先8	財政部市民税課、財政部資産税課、財政部収納課、健康福祉部保険医療年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第16項）
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度

移転先9	建設部住宅施設課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第19項）
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度
移転先10	健康福祉部保険医療年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第30項）
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度

移転先11	健康福祉部保険医療年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第31項）
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の許可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先12	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第34項）
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度

移転先13	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第37項）
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度
移転先14	健康福祉部高齢福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第41項）
②移転先における用途	老人福祉法における福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度

移転先15	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第45項）
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度
移転先16	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第47項）
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度

移転先17	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第49項）
②移転先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度
移転先18	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第56項）
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度

移転先19	健康福祉部保険医療年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第59項）
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度
移転先20	健康福祉部生活援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第一（第63項）
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度

移転先21	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定）別表第一（第68項）
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度
移転先22	健康福祉部健康増進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定）別表第一（第76項）
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度

移転先23	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定）別表第一（第84項）
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度
移転先24	青少年子ども部保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定）別表第一（第94項）
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	異動が発生した都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		春日井市における措置 ・特定個人情報が保管されているサーバは、監視カメラや生体認証による入退室管理を行っている部屋に設置している。 中間サーバプラットフォームにおける措置 ・中間サーバプラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	[　定められていない　] ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	・住民基本台帳に記載されている限り保管が必要である。 ・消除された住民票については、住基法施行令第34条に基づき5年以上保管する。
③消去方法		春日井市における措置 ・申請書等の紙媒体については春日井市文書管理規定に基づき保管の後、廃棄時は外部業者による溶解処理を行う。システム更改時は、導入業者によるデータ消去及び消去証明書の提出を義務づけている。 中間サーバプラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバプラットフォームの保守･運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバプラットフォームの保守･運用を行う事業者において、保存された方法が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
（2）本人確認情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備え付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。） ※消除者を含む。
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ：住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報（個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年6月予定
⑥事務担当部署		市民課、坂下出張所、東部市民センター出張所、味美出張所、高蔵寺出張所、情報システム課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　] 本人又は本人の代理人 [　] 評価実施機関内の他部署　（　） [　] 行政機関・独立行政法人等　（　） [　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　） [　] 民間事業者　（　） [○] その他　（ 自部署　）
②入手方法		[　] 紙　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　] フラッシュメモリ [　] 電子メール　[　] 専用線　[　] 庁内連携システム [　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 既存住基システム　）
③入手の時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。
④入手に係る妥当性		法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。
⑤本人への明示		市町村CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）及び平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－6（市町村長から都道府県知事への通知及び記録）に記載されている。
⑥使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民課、坂下出張所、東部市民センター出張所、味美出張所、高蔵寺出張所
	使用者数	[　50人以上100人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し（既存住基システム→市町村CS）、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する。（市町村CS→都道府県サーバ）。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う（個人番号カード→市町村CS）。 ・4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル（都道府県サーバ）及び機構保存本人確認情報ファイル（全国サーバ）と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する（市町村CS→都道府県サーバ／全国サーバ）。
	情報の突合 ※	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
	情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計を行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当無し。
⑨使用開始日		平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託
①委託内容		住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	住民基本台帳ネットワークシステムコミュニケーションサーバの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [○]その他 （ サーバ室内にてシステムの直接操作 ）
⑤委託先名の確認方法		入札結果として、春日井市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		トーテックアメニティ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 2 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事
①法令上の根拠	住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報（当該提供情報）を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2	都道府県知事及び地方公共団体情報システム機構（機構）
①法令上の根拠	住基法第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容（当該提供情報）と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時（1年に1回程度）

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		特定個人情報の保管されているサーバは、監視カメラや生体認証による入退室管理を行っている部屋に設置している。
②保管期間	期間	[20年以上] ＜選択肢＞ 1）1年未満 2）1年 3）2年 4）3年 5）4年 6）5年 7）6年以上10年未満 8）10年以上20年未満 9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は、平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7（1）市町村長における本人確認情報の消去）に定める期間（5年間）保管する。
③消去方法		本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考		

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
（3）送付先情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す）
	その必要性	番号法第7条第1項（指定及び通知）に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項（個人番号カードの交付等）により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目		[　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（　通知カード及び交付申請書の送付先の情報　）
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ：個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月予定
⑥事務担当部署		市民課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※			[　] 本人又は本人の代理人 [　] 評価実施機関内の他部署　（　　） [　] 行政機関・独立行政法人等　（　　） [　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　） [　] 民間事業者　（　　） [○] その他　（ 自部署　　）
②入手方法			[　] 紙　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　] フラッシュメモリ [　] 電子メール　[　] 専用線　[　] 庁内連携システム [　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 住民基本台帳ネットワークシステム　　）
③入手の時期・頻度			使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する。（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する）。
④入手に係る妥当性			送付先情報の提供手段として、住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。 また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。
⑤本人への明示			法令上に記載予定
⑥使用目的 ※			法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付通知書の送付先情報を提供するため。
	変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※		市民課、坂下出張所、東部市民センター出張所、味美出張所、高蔵寺出張所
	使用者数		[　50人以上100人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑧使用方法 ※			・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード→個人番号カード管理システム（機構））。
	情報の突合 ※		入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する（最新の4情報等であることを確認する）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
	情報の統計分析 ※		送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※		該当無し。
⑨使用開始日			平成27年7月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託
①委託内容		住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	住民基本台帳ネットワークシステムコミュニケーションサーバの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [○]その他 （ サーバ室内にてシステムの直接操作 ）
⑤委託先名の確認方法		入札結果として、春日井市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		トーテックアメニティ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1		地方公共団体情報システム機構（機構）
①法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第35条（通知カード・個人番号カード関連事務の委任）
②提供先における用途		市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報		「2. ④記録される項目」と同じ
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法		[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度		使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する）。
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		特定個人情報の保管されているサーバは、監視カメラや生体認証で入退室管理している部屋に設置されている。
②保管期間	期間	[1年未満] ＜選択肢＞ 1）1年未満 2）1年 3）2年 4）3年 5）4年 6）5年 7）6年以上10年未満 8）10年以上20年未満 9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。
③消去方法		保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。
7. 備考		

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

（1）住民基本台帳ファイル

・宛名番号
・住民票コード
・世帯番号
・準世帯区分
・最大住所連番
・現存区分
・人格区分
・世帯主区分
・支所コード
・地区コード
・行政区コード
・班コード
・小学校区コード
・中学校区コード
・投票区コード
・算定団体コード
・続柄コード1
・続柄コード2
・続柄コード3
・続柄コード4
・続柄区分
・続柄名
・実続柄名
・生年月日
・和暦生年月日
・表示用生年月日
・性別
・記載順位
・異動日
・異動事由
・異動届出日
・異動届出区分
・住定日
・住定事由
・住定届出日
・住定届出区分
・現住所連番
・前住所連番
・転入前住所連番
・転入未届地連番
・本籍地連番
・転出予定日
・転出予定届出日
・転出予定届出区分
・転出予定地連番
・転出確定日
・転出確定通知日
・転出確定届出区分
・転出確定地連番
・住民となる日
・住民となる事由
・住民となる届出日
・住民となる届出区分
・住民でなくなる日
・住民でなくなる事由
・住民でなくなる届出日
・住民でなくなる届出区分
・死亡日不詳区分
・氏名かな
・氏名漢字
・世帯主氏名かな
・世帯主氏名漢字
・備考
・改製連番
・改製日
・旧氏名かな
・旧氏名漢字
・広域個人番号
・番号制度個人番号
・国保関係データ
・児童手当関係データ
・介護保険関係データ
・国民年金関係データ
・履歴連番
・漢字併記名
・漢字併記名かな
・カナ併記名
・通称名漢字
・生年月日不詳区分
・在留資格コード
・在留期間等
・在留期間等の満了日
・在留区分
・在留カード等の番号
・国籍コード
・異動事実コード
・異動事由コード1
・異動事由コード2
・異動事由コード3
・事由発生年月日
・記載住民となった年月日
・記載住民となった事由
・記載住民となった届出日
・記載住所を定めた年月日
・記載住所を定めた事由
・記載住所を定めた届出日
・記載住所を定めた届出区分

（2）本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数（氏名）、4. ふりがな氏名、5清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数（住所）、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード（転入前）、18. 転入前住所、19. 外字数（転入前住所）、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ

（3）送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所　漢字項目長、4. 送付先住所　漢字、5. 送付先住所　漢字外字数、6. 送付先氏名　漢字項目長、7. 送付先氏名　漢字、8. 送付先氏名　漢字　外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名　項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所　項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所　外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名　項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名　外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所　項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所　外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名　項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名　外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所　項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所　外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名　漢字項目長、40. 氏名　漢字、41. 氏名　漢字　外字数、42. 氏名　かな項目長、43. 氏名　かな、44. 郵便番号、45. 住所　項目長、46. 住所、47. 住所　外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名　項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所　項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
（1）住民情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出の窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行う。 ・届出書をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・届出書に記載された情報以外は入力できない仕組みとなっている。 ・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求める。 ・写真なしの官公庁発行の資格証（保険証など）と住基情報等の聞き取りを行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード（若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示を求め、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際で個人番号カード（若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、当該処理を実施した者以外の者が内容を確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 ・特定個人情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、所属長の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められた期間保管する。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民からの届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。 ・既存住記システムは住基ネット以外とは外部接続できない仕組みである ・住基ネットワークでの通信は全て専用回線及び専用交換装置で構成されたネットワークを介して行う。また、通信を行うごとに、意図した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・統合宛名システムは、個人番号取扱事務の担当部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。 ・統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは行われない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・既存住基システムと住基ネット市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 ・戸籍システムでは個人番号を用いた連携を行えないよう仕組みとして担保する。また、戸籍システムには特定個人情報を保有しない。 ・入管連携端末では個人番号を用いた連携を行えないよう仕組みとして担保する。また、入管連携端末では特定個人情報を保有しない。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	・生体（手のひら静脈）認証による操作者認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDの管理は情報システム課職員が行う。 ・ユーザIDの申請は所属課長がシステム管理者（情報システム課長）に届出をし、承認を受ける。 ・ユーザIDについては、情報システム課職員が定期的にチェックを行い、不要なIDを削除する。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・ユーザIDごとに担当する業務に応じた操作権限を決定し、アクセス権限の管理を適切に行う。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1）記録を残している 2）記録を残していない
具体的な方法	・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・業務外利用の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導する。 ・委託先には契約約款にて個人情報保護事項を尊守させるとともに、市のセキュリティ研修にも参加させている。 ・違反行為を行った場合は、地方公務員法第29条第1項（懲戒処分）や刑法253条（業務上横領罪）等の罰則規定により措置を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・データの不正複製の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導する。 ・委託先には契約約款にて個人情報保護事項を尊守させるとともに、市のセキュリティ研修にも参加させている。 ・違反行為を行った場合は、地方公務員法第29条第1項（懲戒処分）や刑法253条（業務上横領罪）等の罰則規定により措置を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・第三者請求があった場合の住民票記載項目について運用を決めている。 ・既存住民情報システムで住民票の発行履歴を管理している。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	システムの運用等を委託するときには、春日井市電子計算機の管理運用及びデータ保護に関する要綱に基づき、あらかじめ管理者と協議をおこない、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[　制限している　]	＜選択肢＞ 1）制限している　2）制限していない
具体的な制限方法	・委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。 ・委託事業の従事者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修への参加も義務づけている。 ・誓約書の提出があった者に対してのみシステム操作の権限を与えている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[　記録を残している　]	＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	・アクセスログによる記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供の禁止を契約書に明記している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・オペレーション業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を春日井市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。 ・保守運用委託に関しては、データセンターへの通信は専用回線を使用し、データセンターから外部への持ち出しを禁止している。	
特定個人情報の消去ルール	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先が業務を完了した後には、市に特定個人情報を当市に返却する旨を契約書に明記している。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	春日井市電子計算機の管理運用及びデータ保護に関する要綱に基づき、特定個人情報を含むデータの外部委託の契約の際には、以下のことを契約書上に明記している。 ・データの機密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・データの指示目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時の報告義務に関する事項 ・委託先におけるデータの保管、廃棄及び返却に関する事項 ・その他データ保護に関して必要な事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[　再委託していない　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けることとしている。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	・システムを利用する場合は、全ての情報照会・入力等についてアクセスログが逐一保存される。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供については、番号法関係法令・規則で定められた事項についてのみ行う。 ・管理者の承認をもって特定個人情報の提供が行えることとしている。 ・管理者がアクセス権限を管理し、指定されたIDのみアクセスできる仕組みとしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・不正なアクセスに対してアクセスを許可していない。 ・指定した端末、アクセスルートでのみ提供できる制御を行っている。 ・情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・庁内システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	春日井市における措置 ・情報の提供について、端末・システム・データが特定できるように記録している。 中間サーバソフトウェアにおける措置 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを当該システムから取得し、中間サーバにも格納の上、当該システムにより許可された特定個人情報の提供要求であるかを確認する。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、当該システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付する。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定する。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作やオンライン機能を抑止する仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	春日井市における措置 ・特定の権限者以外は情報照会できず、また情報照会及び提供の記録が逐一保存されることとなり、不適切な情報で特定個人情報が提供されることを防止する。 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 ・セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を的確に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の側隠認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作やオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 (注)セキュリティ管理機能：暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 中間サーバプラットフォームにおける措置 ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバプラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	春日井市における措置 ・中間サーバへの情報連携は、既存住基システムの更新の都度行い、その正確性を担保する。 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、当該システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により方法提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (注)情報提供データベース管理機能；特定個人情報を副本都市保存・管理する機能
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
春日井市における措置 ・情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへはアクセスできない。 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上に担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 中間サーバプラットフォームにおける措置 ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバプラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバプラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバプラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	・特定個人情報が保有されているサーバの設置場所（データセンター）では、入退室には管理者の許可が必要な上、監視カメラや生体認証での入退室管理を行っている。 ・サーバの設置場所（データセンター）は免震構造であり、非常用電源も備え災害対策も行っている。 ・管理者によるサーバラックの鍵の管理が実施されている。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	・クライアント端末とは専用線で通信している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・OSには随時パッチ適用を実施している。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1）発生あり 2）発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1）保管している 2）保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民基本台帳の記録については基本的には住民の届出に基づく更新となり、住民基本台帳法第22条（転入届）、第23条（転居届）により届出期間が定められている。 ・住基法第14条台1項（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）の規定に基づき調査等を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を確保する。 ・届出の入力処理においては、ナンバリングマシンによる通番号を付し、入力漏れが発生しないよう事務処理手順を定めている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1）定めている 2）定めていない
手順の内容	・保存期間を過ぎたシステム上の特定個人情報の消去時期は特に定めていないが、消去する場合は市民課長の許可を得て実施する。 ・保存期間を過ぎた届出書等の文書による特定個人情報は、春日井市文書管理規定に基づき適切な方法にて廃棄する。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
（2）本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－6　本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ）の指定を必須とする。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムでの住民異動届の受付の際に、届出の窓口において、対面で本人確認書類（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。また、代理人の場合には代理人から個人番号カード等の提示を求め代理人本人であることの確認及び委任状等により代理権限を有していることを確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際には個人番号カード（若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・既存住基システムにおいて本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、当該処理を実施した者以外の者が内容を確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた届出書や帳票等は、当市で定める規定に基づいて管理し、保管する。 ・本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に役立てる。 ・操作者の認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じている。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	生体認証により、操作者の認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	セキュリティ責任者が操作者の範囲及び退職した職員や異動した職員等のアクセス権限の失効を決定し、アクセス権限の発効又は失効の管理を適切に行う。	
アクセス権限の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録する。 ・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・業務外利用の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導する。 ・委託先には契約約款にて個人情報保護事項を尊守させるとともに、市のセキュリティ研修にも参加させている。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・委託先に対しては個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	システムの運用等を委託するときには、春日井市電子計算機の管理運用及びデータ保護に関する要綱に基づき、あらかじめ管理者と協議をおこない、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[　制限している　]	＜選択肢＞ 1）制限している　2）制限していない
具体的な制限方法	・委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。 ・委託事業の従事者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。 ・誓約書の提出があった者に対してのみシステム操作の権限を与えている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[　記録を残している　]	＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	・アクセスログによる記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供の禁止を契約書に明記している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・保守運用委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を春日井市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。	
特定個人情報の消去ルール	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先が業務を完了した後には、市に特定個人情報を当市に返却する旨を契約書に明記している。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	春日井市電子計算機の管理運用及びデータ保護に関する要綱に基づき、特定個人情報を含むデータの外部委託の契約の際には、以下のことを契約書上に明記している。 ・データの機密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・データの指示目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時の報告義務に関する事項 ・委託先におけるデータの保管、廃棄及び返却に関する事項 ・その他データ保護に関して必要な事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[　再委託していない　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けることとしている。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法関係法令で定められた事項についてのみ提供・移転を行う。 ・都道府県サーバと市町村CSとの通信では相互認証を実施しており、認証できない相手先への提供はなされない。
その他の措置の内容	・「サーバ室等への入室権限」及び「本人特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた場合は、市町村CSへの登録時点での項目のフォーマットチェックや論理チェックがなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手） [ ] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・ネットワークはすべて専用線を使い、ファイアーウォール等でアクセス制限を講じている。 中間サーバソフトウェアにおける措置 ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している、 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・ネットワークはすべて専用線を使い、ファイアーウォール等でアクセス制限を講じている。 中間サーバソフトウェアにおける措置 ・セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能 中間サーバプラットフォームにおける措置 ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティ維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバプラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク7：　誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・依頼された項目のみを依頼元に提供するシステムで対応している。 中間サーバソフトウェアにおける措置 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能（※）により、「商法提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
中間サーバソフトウェアにおける措置 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、研ぐ印字の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 中間サーバプラットフォームにおける措置 ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバプラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバプラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバプラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群		[政府機関ではない]	<選択肢> 1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない
②安全管理体制		[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程		[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知		[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策		[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・サーバ室は監視カメラを設置し、生体認証による入退室管理の設備を設置している。 ・入退室管理を徹底するため執務室の出入口の場所を限定する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 中間サーバプラットフォームにおける措置 ・中間サーバプラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	
⑥技術的対策		[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトについて定期的にパターン更新をしている。 ・インターネット等外部ネットワークとは完全に分離し、不正アクセスを防止している。 ・OSには随時パッチ適用を実施している。 中間サーバプラットフォームにおける措置 ・中間サーバプラットフォームでは、UTM（コンピュータウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ		[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1）発生あり 2）発生なし
	その内容		
	再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1）保管している 2）保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7（1）市町村長における本人確認情報の消去）に定める期間保管する。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容		既存住基システムとの整合性チェックを定期的に実施し、本人確認情報が最新であるか確認をしている。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順		[定めている]	<選択肢> 1）定めている 2）定めていない
	手順の内容	・システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7（1）市町村長における本人確認情報の消去）に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 ・申請書等については春日井市文書管理規定に基づき保管及び運用を適切に実施する。	

その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
（3）送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－6　本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ）の指定を必須とする。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・通知カード（番号法第7条）、個人番号カード（同第17条）の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求める。 ・写真なしの官公庁発行の資格証（保険証など）と住基情報との聞き取りを行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際には、個人番号カード（若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える（不要となる）ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。 そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するため特段の対策は講じない。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に役立てる。 ・操作者の認証を行う。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。		
その他の措置の内容	―		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 3）課題が残されている	2）十分である
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている	2）行っていない
具体的な管理方法	生体認証により、操作者の認証を行う。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている	2）行っていない
具体的な管理方法	退職職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を管理者が一元的に行っている。		
アクセス権限の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている	2）行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1）記録を残している	2）記録を残していない
具体的な方法	・送付先情報を扱うシステムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録する ・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。		
その他の措置の内容	―		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 3）課題が残されている	2）十分である
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・業務外利用の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導する。 ・委託先には契約約款にて個人情報保護事項を尊守させるとともに、市のセキュリティ研修にも参加させている。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 3）課題が残されている	2）十分である
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・委託先に対しては個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 3）課題が残されている	2）十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	システムの運用等を委託するときには、春日井市電子計算機の管理運用及びデータ保護に関する要綱に基づき、あらかじめ管理者と協議を行い、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[　制限している　]	＜選択肢＞ 1）制限している　2）制限していない
具体的な制限方法	・委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。 ・委託事業の従事者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。 ・誓約書の提出があった者に対してのみシステム操作の権限を与えている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[　記録を残している　]	＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	・アクセスログによる記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供の禁止を契約書に明記している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・保守運用委託に関しては、データセンターへの通信は専用回線を使用し、データセンターから外部への持ち出しを禁止している。	
特定個人情報の消去ルール	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先が業務を完了した後には、市に特定個人情報を当市に返却する旨を契約書に明記している。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	春日井市電子計算機の管理運用及びデータ保護に関する要綱に基づき、特定個人情報を含むデータの外部委託の契約の際には、以下のことを契約書上に明記している。 ・データの機密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・データの指示目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時の報告義務に関する事項 ・委託先におけるデータの保管、廃棄及び返却に関する事項 ・その他データ保護に関して必要な事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[　再委託していない　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けることとしている。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[　　記録を残している　　]	＜選択肢＞ 1）記録を残している　　2）記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供を行う際に、提供記録（提供日時、操作者等）をシステム上で管理し保存する。 なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法関係法令で定められた事項についてのみ提供を行う。 ・都道府県サーバと市町村CSとの通信では相互認証を実施しており、認証できない相手先への情報はなされない。	
その他の措置の内容	・「サーバ室等への入室権限」及び「本人特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供・移転することを担保する。 ・誤った相手方に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	・サーバ室は監視カメラを設置し、生体認証による入退室管理の設備を設置している。 ・入退室管理を徹底するため執務室の出入口の場所を限定する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトについて定期的にパターン更新をしている。 ・インターネット等外部ネットワークとは完全に分離し、不正アクセスを防止している。 ・OSには随時パッチ適用を実施している。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1）発生あり 2）発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1）保管している 2）保管していない
具体的な保管方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル（送付先情報ファイル）は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やか（1営業日後）に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 そのため、送信先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1）定めている 2）定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報のバックアップは取得しない予定である。		

Ⅳ　その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	春日井市における措置 ・評価書の記載内容どおりの運用がなされていることについて、情報セキュリティ自己点検実施要領に基づき、年に1回担当部署内において自己点検を行い、運用状況を確認する。 中間サーバプラットフォームにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバプラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	春日井市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、以下の観点による内部監査を定期的に実施し、監査結果をふまえて規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 中間サーバプラットフォームにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバプラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	春日井市における措置 ・職員に対しては、情報セキュリティ研修を実施している。 ・委託事業の従事者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を記載させ確認させている。また、セキュリティ研修への参加も義務づけている。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講ずることを周知する。 中間サーバプラットフォームにおける措置 ・中間サーバプラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバプラットフォームの事務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
中間サーバプラットフォームにおける措置 ・中間サーバプラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
①請求先		春日井市総務部総務課文書担当 〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5-44 電話 0568-85-6129
②請求方法		春日井市個人情報保護条例（平成14年条例第41号）の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
	特記事項	―
③手数料等		[　　無料　　]　　＜選択肢＞ 1) 有料　　2) 無料 （手数料額、納付方法：手数料額：無料。写しの交付の場合、A4白黒1面につき10円の負担、送付を希望する場合は別途送付費用の負担が必要 納付方法：来庁の場合は現金。送付の場合は納付書　　）
④個人情報ファイル簿の公表		[　　行っている　　]　　＜選択肢＞ 1) 行っている　　2) 行っていない
	個人情報ファイル名	整理番号155　市民生活部市民課　住民基本台帳の記録に関する事務 整理番号157　市民生活部市民課　諸証明に関する事務
	公表場所	市ホームページ及び春日井市情報コーナー（春日井市役所本庁舎2階）
⑤法令による特別の手続		―
⑥個人情報ファイル簿への不記載等		―
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先		春日井市総務部総務課文書担当 〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5-44 電話 0568-85-6129
②対応方法		・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅵ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年11月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市広報、ホームページ上で意見募集する旨を掲載し、市ホームページ、市役所情報コーナー、坂下出張所、東部市民センター、各ふれあいセンター、各公民館において案の閲覧及び配布を行う。意見は電子メール、FAX、誘導で受け付ける。
②実施日・期間	平成26年12月5日～平成27年1月7日
③期間を短縮する特段の理由	－
④主な意見の内容	特になし
⑤評価書への反映	－
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
	市民税（個人）事務　全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
春日井市は、市民税（個人）事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
春日井市

特定個人情報保護委員会　承認日 【行政機関等のみ】
公表日

［平成26年４月　様式４］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市民税（個人）事務
②事務の内容　※	【概要】 地方税法に基づき、住民などからの申告や届出を受け、または調査により所得・控除を把握している。把握した情報をもとに税額を算出し、個人市県民税の賦課を行う。また、賦課情報から課税証明書等を発行する。 【処理の流れ】 ①申告資料の提出を受ける。 ・住民から市県民税申告書の提出を受ける。 ・給与支払者から給与支払報告書の提出を受ける。 ・年金支払者から年金支払報告書の提出を受ける。 ・国税庁から確定申告書の提供を受ける。 ・他市町村から資料の回送を受ける。 ②申告資料をシステムに取り込む。 ③課税資料の名寄せ。 課税資料に記載された個人番号を基に、住民基本台帳と照合、または住基ネットに照会し本人特定を実施、複数資料の名寄せを行う。 ④課税資料の回送及び調査、他機関への提供 春日井市に該当者が存在しない場合、地方税法第298条に基づく調査並びに住基ネットにより基本4情報を入手し調査する。調査の結果、生活の本拠が春日井市外であった場合、課税資料を他区市町村へ回送する。生活の本拠が春日井市内であった場合、地方税法第294条第3項の規定により住民登録自治体へ通知する。 ⑤市県民税の賦課決定を行う。 ⑥給与支払者に特徴税額通知書を送付する。 ⑦年金支払者から年金特徴対象者の情報の提供を受ける。 ⑧年金支払者に特別徴収税額を通知する。 ⑨住民に納税通知書を送付する。 ⑩情報提供ネットワークに賦課情報を提供し、庁内他課へ賦課情報を移転する。 ⑪年金支払者に年金特徴依頼通知、中止依頼通知を送付する。 ⑫税務署に連絡箋を送付する。 ⑬次年度に向けて給与支払者に総括表を送付する。 ⑭次年度にむけて住民に市県民税申告書を送付する。 ⑮賦課情報を基に課税証明書等を発行する。
③対象人数	[　30万人以上　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	市県民税システム
②システムの機能	・納税者管理機能：課税権のある住民に関する情報を管理する。 ・当初資料管理機能：給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。 ・課税情報管理機能：当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 ・期割情報管理機能：個人市県民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 ・扶養情報管理機能：当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 ・通知書発行機能：納税通知書や課税明細書といった通知書を発行する。 ・課税・非課税証明書発行機能：課税・非課税証明書を発行する。 ・他団体への通知機能：他団体あてに294-3通知や税務署連絡せん等の通知書を発行する。 ・課税資料の画像ファイルの管理、印刷
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	・評価実施機関における住民及び住登外者の宛名項目（氏名・性別・生年月日・住所・個人番号等）の管理 ・各システムの宛名番号と団体内統合宛名番号を同定管理 ・符号付番の際、符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信 ・中間サーバーとの連携 ・既存システムとの連携
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　　）
システム3	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	【概要】 国税連携データ（所得税確定申告書等データ、法定調書データ、扶養是正情報等データ）を国税庁と地方公共団体間で連携する。 【内容】 国税連携データ照会、提供業務 団体間回送業務 マスタ管理業務
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）
システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	【概要】 提出が義務付けられている給与支払報告書及び年金支払報告書を電子データで受理し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信する。 【内容】 申告データの審査と管理 申請・届出データの審査と管理 申告データの連携 特別徴収税額通知データの連携
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）
システム5	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	①窓口等における本人確認 提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する ②本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1．符号管理機能 　符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け，その情報を保管・管理する 2．情報照会機能 　情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供 受領（照会した情報の受領）を行う 3．情報提供機能 　情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う 4．既存システム接続機能 　中間サーバと既存システム、統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容，情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する 5．情報提供等記録管理機能 　特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する 6．情報提供データベース管理機能 　特定個人情報（連携対象）を副本として保持・管理する 7．データ送受信機能 　中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する 8．セキュリティ管理機能 9．職員認証・権限管理機能 　中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う 10．システム管理機能 　バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

3. 特定個人情報ファイル名	
市県民税課税台帳ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人市民税に関する事務で特定個人情報ファイルを以下のとおりの必要性から取り扱う。 ・提出された申告等情報と課税対象者を紐付ける ・本人特定や複数の申告等情報を合算する ・住登外課税を行う場合、春日井市において個人市民税を賦課した旨を住民登録のある他自治体へ通知する
②実現が期待されるメリット	・課税客体の正確な把握が可能となる ・他の地方公共団体及び行政機関等から入手した情報と春日井市保有情報との突合がより正確になる ・正確な税負担の実現（課税漏れや二重課税の防止）
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第27の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	春日井市財政部市民税課
②所属長	課長 澤井 康憲
8. 他の評価実施機関	

（別添1）事務の内容

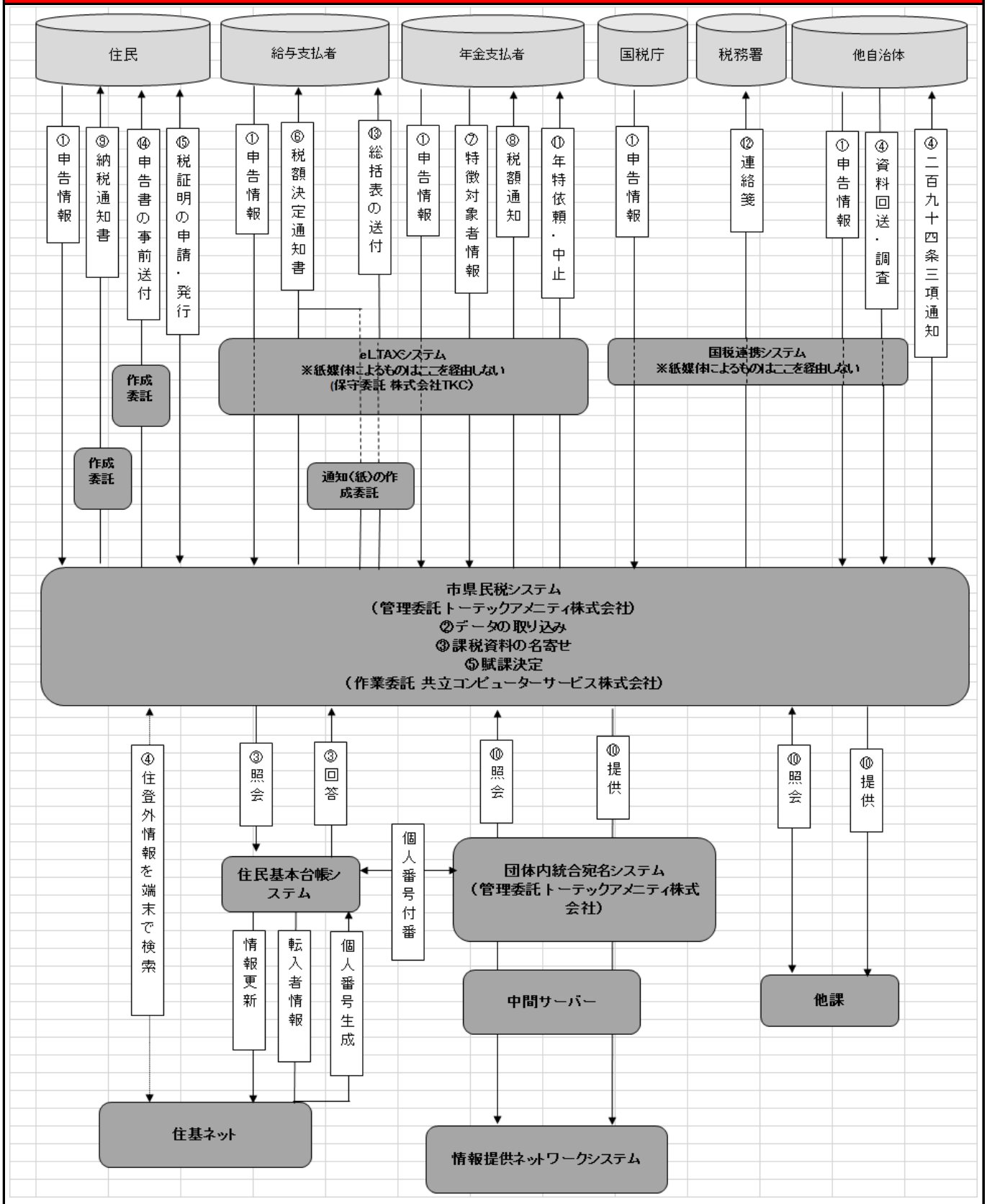

（備考）

通知書の作成委託先は、現在は実施しておらず、今後実施する予定。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
市県民税課税台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
	その必要性	個人市民税の適正な賦課を実現する上で、申告等情報を紐付ける必要がある課税対象者を特定する必要がある。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報：対象者の特定、名寄せを行うため ・4情報及びその他住民票関係情報：対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・連絡先：対象者が特定できなかった場合の送付又は連絡等のため ・国税関係情報：国税庁からの申告等情報を個人市民税の賦課決定・賦課更正に使用する ・地方税関係情報：個人市民税を賦課決定・賦課更正するために記録し納税通知書、所得証明書等を発行するためにも必要。また、他自治体で住登外課税されていることを記録 ・障害者福祉関係情報：非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行う ・生活保護関係情報：個人市民税の非課税判定を行う ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：社会保険料控除額を確認する ・年金関係情報：年金特徴を行うかの判定や年金特徴の天引き判定するために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月予定
⑥事務担当部署		春日井市財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、生活援護課、保険医療年金課 介護保険課、障がい福祉課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、年金保険者、地方公共団体情報システム機構 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） [○] 民間事業者 （ 給与支払者等 ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAX・国税連携 ）
③入手の時期・頻度		【当初賦課決定まで】（1～6月） ①住基情報：毎日更新 ②生活保護・障害者情報：1月頃、年1回 ③住登外情報：1月に入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手 ④申告等情報：1月から当初賦課決定まで複数回入手 ⑤年金特徴対象者情報：5月に1回入手 【当初賦課決定以後】（7～12月） ①住基情報：毎日更新 ②住登外情報：課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手 ③申告等情報：追加、修正分の提出情報が入る都度入手 ④年金特徴対象者情報：次年度の年金特別徴収開始まで毎月入手
④入手に係る妥当性		個人市県民税の賦課決定を行うため、地方税法45条の2、45条3の3、317条の2、317条の3、春日井市市税条例34条の2、番号法の別表第二の第27項に基づき入手する。
⑤本人への明示		個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法45条の2、45条3の3、317条の2、317条の3、春日井市市税条例34条の2、番号法の別表第二の第27項に規定されている。
⑥使用目的 ※		資料や情報の管理、住民税額の算出・通知、証明書の発行。
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	春日井市財政部市民税課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		1．賦課決定に関する事務 ・提出された資料を個人特定し、対象者毎に資料を一本化する。 ・記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し、当年度の賦課決定を行う。 ・生活保護対象者や障害者である場合には、必要に応じて控除額の変更や非課税判定を行う。 2．扶養調査に関する事務 ・提出された資料に記載されている扶養者の情報をもとに、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 ・未申告の対象かどうかの判断において、他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 3．徴収方法判断に関する事務 ・給与支払報告書の提出有無や確定申告書の記載内容をもとに、賦課決定した住民税の徴収方法を判断する。 ・前年の賦課状況を参照し、必要に応じて当年度の徴収方法の変更を実施する。 4．各種証明発行に関する事務 ・本人等からの申請により、賦課決定に基づく各種証明書の発行を行う。
	情報の突合 ※	（1）申告資料に記載された国税関係情報、地方税関係情報から賦課決定等を行う【上記1、2、3】 （2）障害者関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う 【上記1】 （3）生活保護関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う 【上記1】
	情報の統計分析 ※	資料の提出有無や人数等の集計・分析は実施するが、個人を特定する情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	申告資料に記載された国税関係情報、地方税関係情報から市県民税（個人）の賦課決定等を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1）委託する 2）委託しない （ 3 ） 件
委託事項1		当初賦課準備作業
①委託内容		課税資料のデータ化準備作業、データ化作業、画像ファイルの作成
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	課税資料提出者全員
	その妥当性	紙で提出のあった課税資料をシステムへ登録する必要があるが、直接入力するには賦課までの期間があるため実施不可能。その対策として、提出された課税資料をシステムへの取り込める形式にデータ化する必要がある。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線 [ ]電子メール [○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 （ ）
⑤委託先名の確認方法		入札結果として春日井市ホームページにて公表している
⑥委託先名		共立コンピューターサービス株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	あらかじめ書面による再委託承諾願を提出させ、承認する。再委託承諾書において、委託先が再委託先に委託契約書及び委託契約約款に掲げる事項の遵守を指導、監督することを定めている。
	⑨再委託事項	入力原票及びデータの搬送業務
委託事項2～5		
委託事項2		個人住民税システム管理
①委託内容		個人住民税賦課情報の保全のために、必要な範囲で特定個人情報ファイルの管理を委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	課税対象者及び被扶養者
	その妥当性	システムの運用、保守及び税制改正に伴うシステム改修等を行った場合、本番稼動前に正しく動作することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [○]その他 （ データセンター内でのシステムの直接操作 ）
⑤委託先名の確認方法		入札結果として春日井市ホームページにて公表している
⑥委託先名		トーテックアメニティ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		eLTAXの運用管理
①委託内容		eLTAXの運用管理に関する委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	公的年金等受給者、確定申告者、eLTAX利用事業所の給与所得者
	その妥当性	地方電子化協議会より伝送される範囲
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [ ]その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		春日井市財政部市民税課へ問い合わせ
⑥委託先名		株式会社TKC
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[○]提供を行っている　（ 57 ）件　[○]移転を行っている　（ 20 ）件 [ ]行っていない
提供先1		厚生労働大臣
①法令上の根拠		番号法第19条第7号　別表第二（第1項）
②提供先における用途		健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報		地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法		[○]情報提供ネットワークシステム　[ ]専用線 [ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [ ]その他　（　）
⑦時期・頻度		照会を受けた都度

提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第2項）
②提供先における用途	健康保険法第百十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第百四十七条の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第3項）
②提供先における用途	健康保険法第百十五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第4項）
②提供先における用途	船員保険法施行規則第二十六条第一項の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第6項）
②提供先における用途	船員保険法第八十三条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第8項）
②提供先における用途	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一項の里親の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第9項）
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第11項）
②提供先における用途	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支についての審査に関する事務給の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第16項）
②提供先における用途	児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第18項）
②提供先における用途	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第四号又は第二項第四号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先11～15	
提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第23項）
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第26項）
②提供先における用途	生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第27項）
②提供先における用途	地方税法第二十四条第一項第二号に掲げる者に対する道府県民税又は同法第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対する市町村民税の課税に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先14	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第28項）
②提供先における用途	地方税法第七百条の五十二第一項第二号又は第四号に掲げる者に対する狩猟税の課税に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先15	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第29項）
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先16～20	
提供先16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第31項）
②提供先における用途	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の決定に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第34項）
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第35項）
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第37項）
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先20	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第39項）
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先21	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第40項）
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　10万人以上100万人未満　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先22	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第42項）
②提供先における用途	国民健康保険法第四十二条第一項の一部負担金の算定に関する事務 等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　10万人以上100万人未満　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先23	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第48項）
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　10万人以上100万人未満　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先24	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第54項）
②提供先における用途	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　10万人以上100万人未満　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先25	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第57項）
②提供先における用途	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　10万人以上100万人未満　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先26	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第58項）
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　10万人以上100万人未満　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第59項）
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先28	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第61項）
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先29	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第62項）
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先30	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第63項）
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十二条第一項の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先31	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第64項）
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先32	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第65項）
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先33	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第66項）
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先34	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第67項）
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先35	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第70項）
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先36	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第71項）
②提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先37	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第74項）
②提供先における用途	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先38	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第80項）
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項の一部負担金の算定に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先39	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第84項）
②提供先における用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先40	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第87項）
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号。以下この号及び次号において「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先41	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第91項）
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先42	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第92項）
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　10万人以上100万人未満　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先43	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第94項）
②提供先における用途	介護保険法第三十六条の要介護認定又は要支援認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　10万人以上100万人未満　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第97項）
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　10万人以上100万人未満　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先45	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第101項）
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先46	農林漁業団体職員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第102項）
②提供先における用途	平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第五十二条後段の規定による特例遺族共済年金の転給の請求に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先47	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第103項）
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法施行規則第四十二条第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務 等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先48	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第106項）
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先49	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第107項）
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先50	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第108項）
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第113項）
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先52	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第114項）
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先53	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第115項）
②提供先における用途	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先54	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第116項）
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であった主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先55	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第117項）
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先56	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第120項）
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　　10万人以上100万人未満　　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム　　〔　　〕専用線 〔　　〕電子メール　　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　　〔　　〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先57	税務署
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、地方税法317条、国税通則法74条の12第6項
②提供先における用途	市町村による所得の計算の通知、国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧
③提供する情報	市町村による所得の計算情報、国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類情報
④提供する情報の対象となる本人の数	〔　10万人以上100万人未満　〕 ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養是正等が発生した対象者
⑥提供方法	〔　　〕情報提供ネットワークシステム　〔 〇 〕専用線 〔　　〕電子メール　〔　　〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔　　〕フラッシュメモリ　〔 〇 〕紙 〔　　〕その他
⑦時期・頻度	扶養是正をした都度

移転先1	健康福祉部保険医療年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下　別表第二主務省令）第25条
②移転先における用途	国民健康保険法第四十二条第一項の一部負担金の算定に関する事務　等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先2～5	
移転先2	財政部収納課、健康福祉部保険医療年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第20条
②移転先における用途	地方税法第二十四条第一項第二号に掲げる者に対する道府県民税又は同法第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対する市町村民税の課税に関する事務　等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先3	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第47条
②移転先における用途	介護保険法第三十六条の要介護認定又は要支援認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人以上10万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先4	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第40条
②移転先における用途	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人以上10万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先5	健康福祉部保険医療年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第43条
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項の一部負担金の算定に関する事務　等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人以上10万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先6～10	
移転先6	青少年子ども部保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 番号法別表第二（第116項）
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先7	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 番号法別表第二（第70項）
②移転先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先8	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第31条
②移転先における用途	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先9	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第37条
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先10	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第10条
②移転先における用途	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先11～15	
移転先11	健康福祉部高齢福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 番号法別表第二（第61項）
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先12	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第12条
②移転先における用途	児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務　等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先13	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第35条
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先14	青少年子ども部子ども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第36条
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先15	健康福祉部健康増進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第13条
②移転先における用途	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第四号又は第二項第四号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先16～20	
移転先16	健康福祉部生活援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第19条
②移転先における用途	生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務　等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先17	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第38条
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

移転先18	健康福祉部生活援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第44条
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号。以下この号及び次号において「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先19	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第55条
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時
移転先20	建設部住宅施設課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項（条例制定予定） 別表第二主務省令第22条
②移転先における用途	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の決定に関する事務　等
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	当初賦課時及び更正時

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		・データ セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理（生体認証）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 ・紙媒体 課内の書庫、別敷地にある倉庫に保管している。両者とも施錠を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される
②保管期間	期間	[　6年以上10年未満　]　＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	課税資料（紙媒体）は、地方税法第17条の5第6項の規定により、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日までを想定し8年間保存している
③消去方法		データについては不要なものを削除する。 紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する
7. 備考		

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

市県民税課税台帳ファイル

・給与支払報告書

- ・宛名番号
- ・年度分
- ・算定団体コード
- ・バッチ連番
- ・処理コード
- ・資料番号
- ・合算区分
- ・申告区分
- ・徴収区分
- ・指定番号
- ・整理番号
- ・受給者番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・パンチ生年月日
- ・専給区分
- ・給与収入一般
- ・給与収入専従
- ・給与特定控除
- ・給与所得
- ・所得控除合計
- ・源泉徴収税額
- ・源泉徴収税額内未納
- ・源泉徴収税額計算値
- ・控除対象配偶者あり
- ・控除対象配偶者あり（老人）
- ・配偶者特別控除
- ・扶養_特定
- ・扶養_同居老親
- ・扶養_老人合計
- ・扶養_一般
- ・扶養_障害（特別同居）
- ・扶養_障害（特別合計）
- ・扶養_障害（その他）
- ・控除_小規模企業共済等掛金
- ・控除_社会保険料
- ・控除_生命保険料
- ・控除_損害保険料
- ・控除_住宅取得特別
- ・定率控除額
- ・前職分給与
- ・配偶者所得
- ・生命保険_個人年金支払額
- ・損害保険_長期支払額
- ・本人_夫あり
- ・本人_未成年
- ・乙欄区分
- ・本人_特別障害
- ・本人_その他障害
- ・本人_老年者
- ・本人_寡婦
- ・本人_寡夫
- ・本人_勤労学生
- ・死亡退職
- ・災害者
- ・外国人
- ・就退職区分
- ・就退職年月日
- ・算入強制区分
- ・強制親区分
- ・警告エラー無視サイン
- ・併徴先判定区分
- ・エラー区分
- ・エラー内容
- ・作成日
- ・更新日
- ・更新時間
- ・更新職員個人番号
- ・更新端末番号
- ・国民年金保険料等
- ・転送区分
- ・転送先コード
- ・転送日
- ・年調区分
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・住宅居住開始年月日1
- ・住宅居住開始年月日2
- ・住宅借入金等年末残高1
- ・住宅借入金等年末残高2
- ・住宅借入区分1
- ・住宅借入区分2
- ・住宅借入区分3
- ・エラー詳細コード
- ・年少扶養人数
- ・生命保険_支払額
- ・新生命保険_支払額
- ・新生命保険_個人年金支払額
- ・生命保険_介護医療支払額
- ・資料に記載された個人番号
- ・イメージ番号
- ・パンチ連番
- ・資料区分

・年金支払報告書

- ・宛名番号
- ・年度分
- ・算定団体コード
- ・バッチ連番
- ・処理コード
- ・資料番号
- ・合算区分
- ・入力区分
- ・徴収区分
- ・指定番号
- ・パンチ生年月日
- ・パンチ氏名カナ
- ・年金収入
- ・年金所得
- ・源泉徴収税額
- ・源泉徴収税額内未納
- ・源泉徴収税額計算値
- ・定率控除額
- ・配偶者所得
- ・配偶者特別控除
- ・控除対象配偶者あり
- ・控除対象配偶者あり（老人）
- ・本人_特別障害
- ・本人_その他障害
- ・本人_老年者
- ・本人_寡婦
- ・本人_寡夫
- ・本人_勤労学生
- ・扶養_特定
- ・扶養_同居老親
- ・扶養_老人合計
- ・扶養_一般
- ・扶養_障害（特別同居）
- ・扶養_障害（特別合計）
- ・扶養_障害（その他）
- ・控除_社会保険料
- ・算入強制区分
- ・強制親区分
- ・本人_夫あり
- ・警告エラー無視サイン
- ・エラー区分
- ・エラー内容
- ・作成日
- ・更新日
- ・更新時間
- ・更新職員個人番号
- ・更新端末番号
- ・転送区分
- ・転送先コード
- ・転送日
- ・年調区分
- ・エラー詳細コード
- ・年少扶養人数
- ・資料に記載された個人番号
- ・イメージ番号
- ・パンチ連番
- ・資料区分

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

・確定申告書、住民税申告書

・宛名番号　・年度分　・算定団体コード　・バッチ連番
・処理コード　・資料番号　・合算区分　・申告区分
・徴収区分　・指定番号　・整理番号　・受給者番号
・パンチ生年月日　・パンチ氏名カナ　・納税者番号　・務署連絡区分
・警告エラー無視サイン　・強制課税区分　・手入力区分　・所得_営業等
・所得_営業（営業等内訳）　・所得_他事（営業等内訳）　・所得_漁業（営業等内訳）　・所得_農業
・所得_肉用牛（免税・免外計）　・所得_肉用牛（免外売却価格）　・所得_不動産　・所得_利子
・所得_配当（配当控除適用分）　・所得_配当（配当控除適用無分　）　・所得_配当（少額）　・所得_給与
・所得_公的年金　・所得_雑　・所得_譲渡一時　・所得_一時（2分の1前）
・所得_総合短期　・所得_総合譲渡長期（2分の1前）　・所得_退職　・所得_分離山林
・所得 _分離事業雑　・所得_分離短期　・所得_分離短期軽減　・所得_分離長期（一般）
・所得_分離長期（優良）　・所得_分離長期（居住）　・所得_分離上場株式　・所得_分離未公開株式
・所得_分離先物取引　・合計所得金額　・総所得金額　・総所得金額等
・純損失の金額　・雑損失の金額　・先物取引繰越控除　・専従者控除_配偶者
・専従者控除_その他　・平均課税（前々年変動所得）　・平均課税（前年の変動所得）　・平均課税（変動所得）
・平均課税（臨時所得）　・特別控除_一時　・特別控除_総合譲渡　・特別控除_短期
・特別控除_短期軽減　・特別控除_長期（一般）　・特別控除_長期（優良）　・特別控除_長期（居住）
・特別控除_山林　・特別控除_上場株式　・特別控除_未公開株式　・給与収入（一般）
・給与収入（専従）　・給与（特定控除）　・公的年金収入　・本人_特別障害
・本人_その他障害　・本人_老年者　・本人_寡婦　・本人_寡夫
・本人_勤労学生　・本人_未成年　・本人_夫あり　・控除対象配偶者あり
・控除対象配偶者あり（老人）　・配偶者所得　・扶養_一般　・扶養_特定
・扶養_老人同居　・扶養_老人合計　・扶養_障害（特別同居）　・扶養_障害（特別合計）
・扶養_障害（その他）　・青色申告区分　・専従者_配偶者　・専従者_その他
・非課税所得区分1　・非課税所得金額1　・控除_雑損　・控除_医療費
・控除_社会保険料　・控除_小規模企業共済等掛金　・控除_生命保険料　・控除_損害保険料
・控除_寄附金　・控除_配偶者特別　・控除_配偶者　・控除_本人
・控除_扶養　・控除_障害（扶養控除内数）　・控除_基礎　・生命保険_支払額
・生命保険_個人年金支払額　・損害保険_地震支払額　・損害保険_長期支払額　・所得控除_合計
・退職_退職収入（現年課税分）　・退職_所得税用退職所得　・退職_勤続年数　・退職_障害区分
・所得税_控除_損害保険料　・所得税_控除_生命保険料　・所得税_控除_配偶者特別　・所得税_控除_寄附金
・所得税_合計所得　・所得税_所得控除計　・所得税_その他税額控除　・所得税_所得税額
・計算値_合計所得金額　・計算値_控除額合計　・計算値_配当控除　・計算値_特別減税額
・計算値_所得税額　・収入_営業等　・収入_営業（営業等内数）　・収入_漁業（営業等内数）
・収入_他事（営業等内数）　・収入_農業　・収入_肉用牛　・収入_不動産
・収入_利子　・収入_配当（配当控除適用分）　・収入_配当（配当控除適用無分）
・収入_配当（少額配当分）　・収入_雑　・収入_一時　・収入_総合譲渡短期
・収入_総合譲渡長期　・収入_分離事業・雑　・収入_分離短期　・収入_分離短期軽減
・収入_分離長期（一般）　・収入_分離長期（優良）　・収入_分離長期（居住）　・収入_分離山林
・収入_分離上場株式　・収入_分離未公開株式　・収入_分離先物取引　・特例摘要条文長期
・特例摘要条文短期　・特例摘要条文予備　・エラー区分　・エラー内容
・作成日　・更新日　・更新時間　・更新職員個人番号
・更新端末番号　・配当割額　・株式譲渡繰越損失　・併徴先判定区分
・転送区分　・転送先コード　・転送日　・所得_長期（居住特例）
・長期（居住特例）の繰越損失　・収入_配当（私募証券）　・収入_配当（一般外貨建）　・所得_配当（私募証券）
・所得_配当（一般外貨建等証券）　・所得税_外国税額控除　・所得税_住宅ローン控除　・住宅取得等特別控除
・翌年申告作成区分　・住宅取得等特別控除計算値　・住宅取得等特別控除可能額　・税源移譲減額計算値
・発送区分　・調査コード・金額予備8　・金額予備9　・金額予備10
・譲渡割額　・寄附金（ふるさと納税）　・寄附金（共同募金・日赤支部）・寄附金（市条例指定）
・寄附金（都道府県条例指定）　・所得_分離上場配当　・収入_分離上場配当　・住宅取得等可能額（H21～）
・算入強制区分　・強制親区分　・国税連携区分　・還付申告区分
・エラー詳細コード　・扶養_年少　・特定寄附金
・震災関連寄附金(限度額80%の分)　・特定震災指定寄附金(税額控除適用分)　・認定NPO寄附金(税額控除適用分)
・寄附金控除(税額控除)　・退職_特定役員区分　・金額予備項目12　・金額予備項目13
・金額予備項目14　・金額予備項目15　・申告日時　・新生命保険_支払額
・新生命保険_個人年金支払額　・生命保険_介護医療支払額　・資料に記載された個人番号

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

・扶養関係
- ・宛名番号
- ・年度分
- ・扶養者宛名番号
- ・扶養関係コード
- ・履歴連番
- ・作成日
- ・更新日
- ・更新時間
- ・更新職員個人番号
- ・更新端末番号
- ・照会区分
- ・被扶養者宛名番号

・障害者
- ・宛名番号
- ・年度
- ・算定団体コード
- ・履歴連番
- ・氏名カナ
- ・氏名漢字
- ・生年月日
- ・性別
- ・町名
- ・番地
- ・方書
- ・地区コード
- ・行政区コード
- ・班コード
- ・世帯番号
- ・世帯主かな
- ・世帯主氏名漢字
- ・記載順位
- ・続柄名
- ・続柄区分
- ・続柄コード1
- ・続柄コード2
- ・続柄コード3
- ・続柄コード4
- ・現存区分
- ・人格区分
- ・住民となる判定日
- ・住民となる事由
- ・住民でなくなる日
- ・住民でなくなる事由
- ・転出確定区分
- ・配偶者宛名番号
- ・生活保護区分
- ・障害者区分1
- ・障害者区分2
- ・障害者区分3
- ・国保資格
- ・介護保険資格
- ・国民年金資格
- ・国民年金記号
- ・国民年金番号
- ・後期高齢資格
- ・各種情報2
- ・各種情報3
- ・各種情報4
- ・申告書作成区分
- ・前年申告区分
- ・前年徴収区分
- ・本人_老年者
- ・本人_未成年
- ・作成日
- ・更新日
- ・更新時間
- ・更新職員個人番号
- ・更新端末番号
- ・郵便番号
- ・郵便番号BC
- ・住登外課税区分
- ・市町村コード
- ・申告発送日
- ・生保開始日
- ・生保終了日
- ・詳細コード
- ・発送管理1
- ・発送管理2
- ・発送管理3
- ・発送管理4
- ・発送管理5
- ・発送管理6
- ・発送管理7

・生活保護
- ・宛名番号
- ・年度
- ・算定団体コード
- ・履歴連番
- ・氏名カナ
- ・氏名漢字
- ・生年月日
- ・性別
- ・町名
- ・番地
- ・方書
- ・地区コード
- ・行政区コード
- ・班コード
- ・世帯番号
- ・世帯主かな
- ・世帯主氏名漢字
- ・記載順位
- ・続柄名
- ・続柄区分
- ・続柄コード1
- ・続柄コード2
- ・続柄コード3
- ・続柄コード4
- ・現存区分
- ・人格区分
- ・住民となる判定日
- ・住民となる事由
- ・住民でなくなる日
- ・住民でなくなる事由
- ・転出確定区分
- ・配偶者宛名番号
- ・生活保護区分
- ・障害者区分1
- ・障害者区分2
- ・障害者区分3
- ・国保資格
- ・介護保険資格
- ・国民年金資格
- ・国民年金記号
- ・国民年金番号
- ・後期高齢資格
- ・各種情報2
- ・各種情報3
- ・各種情報4
- ・申告書作成区分
- ・前年申告区分
- ・前年徴収区分
- ・本人_老年者
- ・本人_未成年
- ・作成日
- ・更新日
- ・更新時間
- ・更新職員個人番号
- ・更新端末番号
- ・郵便番号
- ・郵便番号BC
- ・住登外課税区分
- ・市町村コード
- ・申告発送日
- ・生保開始日
- ・生保終了日
- ・詳細コード
- ・発送管理1
- ・発送管理2
- ・発送管理3
- ・発送管理4
- ・発送管理5
- ・発送管理6
- ・発送管理7

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

・年金特徴

・年金特徴対象者情報

・捕捉年度　・宛名番号　・データ区分　・履歴番号　・レコード区分
・市町村コード　・特別徴収義務者コード　・通知内容コード　・予備1　・特別徴収制度コード
・作成年月日　・年金保険者用整理番号1　・年金コード　・予備2　・生年月日
・性別　・氏名カナ　・氏名漢字　・郵便番号　・住所カナ
・住所漢字　・各種区分コード　・処理結果コード　・予備3　・各種年月日
・各種金額1　・各種金額2　・各種金額3　・予備4　・年金保険者用整理番号2
・特徴開始月　・特徴開始期別　・特徴依頼日　・突合結果コード　・突合区分
・特徴状態　・レコード番号　・システム作成日　・更新日　・更新時間
・更新職員個人番号　・更新端末番号

・年金特徴受理情報（天引結果、中止結果）

・捕捉年度　・依頼周期　・依頼年月日　・ファイル名
・レコード区分　・市町村コード　・特別徴収義務者コード　・通知内容コード
・予備1　・特別徴収制度コード　・作成年月日　・年金保険者用整理番号1
・年金コード　・予備2　・生年月日　・性別
・氏名カナ　・氏名漢字　・郵便番号　・住所（カナ）
・住所（漢字）　・各種区分コード　・処理結果コード　・予備3
・各種年月日　・各種金額欄（金額1）　・各種金額欄（金額2）　・各種金額欄（金額3）
・予備4　・年金保険者用整理番号2　・レコード番号　・システム作成日
・更新日　・更新時間　・職員個人番号　・端末番号
・個人番号

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

課税台帳

・課税情報

- ・宛名番号
- ・履歴連番
- ・異動事由補足
- ・整理番号
- ・警告エラー無視サイン
- ・賦課所在地コード
- ・所得_漁業（営業等内訳）
- ・所得_利子
- ・所得_給与
- ・所得_一時（2分の1前）
- ・所得_分離事業雑
- ・所得_分離長期優良
- ・所得_分離先物取引
- ・所得_特控後_長期一般
- ・所得_特控後_未公開株式
- ・雑損失
- ・前々年の変動所得
- ・特別控除_一時
- ・特別控除_短期軽減
- ・特別控除_山林
- ・給与（特定控除）
- ・本人_老年者
- ・本人_未成年
- ・配偶者所得
- ・扶養_老人合計
- ・青色申告区分
- ・非課税所得金額1
- ・控除_小規模
- ・控除_配偶者特別
- ・控除_扶養障害
- ・損害保険_地震
- ・退職_所得税用退職
- ・所得税_控除_生保
- ・所得税_所得控除計
- ・計算値_控除額合計
- ・保育用所得税額
- ・課標_山林
- ・課標額_短期軽減
- ・課標_未公開株式
- ・市_肉用牛
- ・市_短期
- ・市_長期居住
- ・市_合計
- ・市_定率控除額
- ・市_均等割
- ・県_山林
- ・県_期軽減
- ・県_上場株式
- ・県_配当控除
- ・県_端数
- ・県_減免額（均等割）
- ・収入_漁業（営業等内数）
- ・年度分
- ・処理日
- ・申告区分
- ・受給者番号
- ・強制課税区分
- ・所得_営業等
- ・所得_農業
- ・所得_株式配当
- ・所得_公的年金
- ・所得_総合短期
- ・所得_分離短期
- ・所得_分離長期居住
- ・所得_特控後_山林
- ・所得_特控後_長期優良
- ・合計所得金額
- ・先物取引繰越控除
- ・前年の変動所得
- ・前々年の変動所得
- ・特別控除_長期一般
- ・特別控除_上場株式
- ・公的年金収入
- ・本人_寡婦
- ・本人_夫あり
- ・扶養_一般
- ・扶養_障害（特別同居）
- ・専従者_配偶者
- ・控除_雑損
- ・控除_生保
- ・控除_配偶者
- ・控除_基礎
- ・損害保険_旧長期
- ・退職_勤続年数
- ・所得税_控除_配偶者特別
- ・所得税_その他税額控除
- ・計算値_配当控除
- ・課標_総合
- ・課標_退職
- ・課標_長期優良
- ・課標_先物取引
- ・市_山林
- ・市_短期軽減
- ・市_上場株式
- ・市_配当控除
- ・市_端数
- ・市_減免額（均等割）
- ・県_退職
- ・県_長期一般
- ・県_未公開株式
- ・県_外国税額控除
- ・県_所得割
- ・差引年税額
- ・収入_他事（営業等内数）
- ・算定団体コード
- ・異動日
- ・徴収区分
- ・納税者番号
- ・手入力区分
- ・所得_営業（営業等内訳）
- ・所得_肉用牛 ・肉用牛売却価格
- ・所得_配当控除無分
- ・所得_雑
- ・所得_総合譲渡長期
- ・所得_分離短期軽減
- ・所得_分離上場株式
- ・所得_特控後_短期
- ・所得_特控後_長期居住
- ・総所得金額・総所得金額等
- ・専従者控除_配偶者
- ・変動所得
- ・特別控除_総合譲渡
- ・特別控除_長期優良
- ・特別控除_未公開株式
- ・本人_特別障害
- ・本人_寡夫
- ・控対配あり
- ・扶養_特定
- ・扶養_障害（特別合計）
- ・専従者_その他
- ・控除_医療費
- ・控除_損保
- ・控除_本人
- ・生命保険_支払額
- ・所得控除_合計
- ・退職_障害区分
- ・所得税_控除_寄付金
- ・所得税_所得税額
- ・計算値_特別減税額
- ・課標_総合（実計）
- ・課標_事業雑
- ・課標_長期居住
- ・課標_合計
- ・市_退職
- ・市_長期一般
- ・市_未公開株式
- ・市_外国税額控除
- ・市_所得割
- ・県_総合
- ・県_事業雑
- ・県_長期優良
- ・県_先物取引
- ・県_調整額
- ・県_減免額（所得割）
- ・収入_営業等
- ・収入_農業
- ・異動事由
- ・指定番号
- ・税務署連絡区分
- ・前住地課税区分
- ・所得_他事（営業等内訳）
- ・所得_不動産
- ・所得_配当（少額）
- ・所得_譲渡一時
- ・所得_分離山林・所得_退職
- ・所得_分離長期一般
- ・所得_分離未公開株式
- ・所得_特控後_短期軽減
- ・所得_特控後_上場株式
- ・純損失
- ・専従者控除_その他
- ・臨時所得
- ・特別控除_短期
- ・特別控除_長期居住
- ・給与収入（一般）
- ・本人_他障害
- ・本人_勤労学生
- ・控対配老人
- ・扶養_老人同居
- ・扶養_障害（その他）
- ・非課税所得区分1
- ・控除_社会保険料
- ・控除_寄付金
- ・控除_扶養
- ・生命保険_個人年金
- ・退職_退職収入
- ・所得税_控除_損保
- ・所得税_合計所得
- ・計算値_合計所得金額
- ・計算値_所得税額
- ・課標_肉用牛
- ・課標_短期
- ・課標_上場株式
- ・市_総合
- ・市_事業雑
- ・市_長期優良
- ・市_先物取引
- ・市_調整額
- ・市_減免額（所得割）
- ・県_肉用牛
- ・県_短期
- ・県_長期居住
- ・県_合計
- ・県_定率控除額
- ・県_均等割
- ・収入_営業（営業等内数）
- ・収入_肉用牛

・収入_不動産
・収入_利子
・収入_株式配当
・収入_配当(控除無分)
・収入_配当(少額配当分)
・収入_雑
・収入_一時
・収入_総合譲渡短期
・収入_総合譲渡長期
・収入_分離事業雑
・収入_分離短期
・収入_分離短期軽減
・収入_分離長期一般
・収入_分離長期優良
・収入_分離長期居住
・収入_分離山林
・収入_分離上場株式
・収入_分離未公開株式
・収入_先物取引
・損益_経常所得
・損益_分離短期
・損益_分離短期軽減
・損益_総合譲渡短期
・損益_分離長期一般
・損益_分離長期優良
・損益_分離長期居住
・損益_譲渡一時
・損益_分離山林
・損益_退職
・国保_推定所得
・国保_繰越損失
・国保_繰越損失軽減用
・特例適用条文長期
・特例適用条文短期
・特例適用条文予備
・配当割額
・配当譲渡割の控除額(市町村)
・配当譲渡割の控除額(県)
・決裁区分
・併徴元区分
・転送区分
・株式譲渡繰越損失
・強制親区分
・システム作成日
・更新日
・更新時間
・更新職員個人番号
・更新端末番号
・市_老年者経過
・県_老年者経過
・市_配当譲渡割控除不足額
・県_配当譲渡割控除不足額
・市_調整控除額
・県_調整控除額
・所得_分離長期居住特例
・長期居住特例繰越損失
・収入_配当(私募)
・収入_配当(一般外貨)
・所得_配当(私募)
・所得_配当(一般外貨)
・強制発送区分
・所得税_外国税額控除
・所得税_住宅ローン控除
・資料番号
・住宅取得等控除__入力値
・市_税源移譲_入力値
・市_住宅取得税額控除
・県_住宅取得控除
・市_税源移税税額控除
・県_税源移譲税額控除
・翌年申告作成区分
・住宅取得等特別控除計算値
・住宅取得等可能額
・県_税源移譲_入力値
・発送区分
・調査コード
・上場配当繰越損失
・住宅用課税標準額
・住宅用所得税額
・譲渡割額
・寄附金(ふるさと納税)
・寄附金(共同募金・日赤支部)
・寄附金(市区町村条例指定)
・寄附金(都道府県条例指定)
・市_寄附金
・県_寄附金
・所得_分離上場配当
・収入_分離上場配当
・課標_上場配当
・市_上場配当
・県_上場配当
・住宅借入金等可能額(H21～)
・還付申告区分
・翌年度用給与支払額
・翌年度用社保
・還付加算起算日
・減免区分
・普徴減免開始月
・特徴減免開始月
・減免率
・国外所得総額
・外国所得税額
・扶養_年少
・特定寄附金
・震災関連寄附金
・特定震災指定寄附金
・認定NPO寄附金
・寄附金税額控除
・金額予備項目11
・金額予備項目12
・金額予備項目13
・金額予備項目14
・金額予備項目15
・新生命保険_支払額
・新生命保険_個人年金
・生命保険_介護医療

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名

市県民税課税台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カードまたは通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・他団体等からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて春日井市の課税対象者と合致するかを確認する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・他団体からの申告情報は、申告書等の資料の回送、地方税法294条の3に基づいた通知、地方税法20条の11に基づいた照会によって得られるため、必要な情報以外を入手することはない。 ・書面様式を本人に関する必要な情報のみを記載する様式とする。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。 ・住民からの申告等情報については、賦課の資料となる旨を説明した上で取得することとしており、不適切に入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カードの提示を求める ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求める。 ・写真なしの官公庁発行の資格証（保険証など）と住基情報等の聞き取りを行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード（若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示を求め個人番号の真正性を確認する。 ・住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、当該処理を実施した者以外の者が内容を確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 ・特定個人情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、所属長の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められた期間保管する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、特定個人情報の漏えい・紛失は防止されている。 ・紙媒体による申告情報は、事務処理の段階ごとに施錠可能な場所を保管場所として定め、職員が不在となる場合は施錠することで漏えい・紛失を防止している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システムでは権限の管理を行い、番号法等に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、権限のない者の接続を認めない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	市県民税システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・生体（手のひら静脈）認証による操作者認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDの管理は情報システム課職員が行う。 ・ユーザIDの申請は所属課長がシステム管理者（情報システム課長）に届出をし、承認を受ける。 ・ユーザIDについては、情報システム課職員が定期的にチェックを行い、不要なIDを削除する。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・ユーザIDごとに担当する業務に応じた操作権限を決定し、アクセス権限の管理を適切に行う。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・外部媒体へのデータのコピーは制御されており、データの持ち出しはできない。 ・職員に対して、業務外利用の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導する。 ・アクセスログ管理により業務外利用の特定ができることを周知し、抑止力とする。 ・他課の職員は、アクセス制限により業務外の使用はできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・データの不正複製の禁止等を年1度のセキュリティ研修で指導する。 ・契約約款にて個人情報保護事項を尊守するよう規定。 ・違反行為を行った場合は、地方公務員法第29条第1項（懲戒処分）や刑法253条（業務上横領罪）等の罰則規定により措置を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	業務遂行者を届出させ、体制を確認している。また、委託契約書で個人情報の保護について遵守するよう定め、併せて電子計算機処理委託業務のデータ保護管理に関する協定書を締結している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[　制限している　]	＜選択肢＞ 1）制限している　2）制限していない
具体的な制限方法	業務遂行者届出書により、業務責任者、データ保管者、管理者、データ入力管理者を届出させるとともに、作業にあたる人員の名簿を提出させる。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[　記録を残している　]	＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務についての従事者、従事日時等を記録すること、春日井市の求めに応じて提出する義務があることを協定書に含めている。	
特定個人情報の提供ルール	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	他者（再委託先）への特定個人情報の提供は、再委託の必要性、再委託先での管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告を受け、問題がない場合に限り承認している。 また、再委託先に委託契約内容を遵守するよう指導・監督することを定めている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先への提供、または委託先から受領するときは、日付、枚数を記録した受け渡しの確認記録を残す。 搬送時は、施錠可能なケースに格納して実施することとしている。 遵守の確認は、業務完了届等にて行う。	
特定個人情報の消去ルール	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は、業務に使用した資料等を契約完了後直ちに委託元に返却または消去することを契約書、協定書に明記している。 遵守の確認は業務完了報告書で行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 ・第三者への提供・開示・漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・契約終了後の返還・廃棄・消去 ・安全管理体制の整備・確保・報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先に遵守の監督・指導することを定めている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　]提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	庁内他課への移転は、操作ログが記録される。 国税連携システム、eLTAXシステムでの情報提供は、操作ログを取得している。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	「提供」については、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 「移転」については、電子計算機の管理運用及びデータの保護に関する要綱に基づき、特定個人情報の提供・移転する根拠法等を記載した申請書を事前に相手先の所属長に提出し、利用の承認を受ける。その後、情報システム課に承認書の写しを提出する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	不正なアクセスに対してアクセスを許可しない。 指定した端末、アクセスルートでのみ提供できる制御を行う。 「提供」については、番号法等関係法令で定められたものに該当するか確認のうえ、提供を行う。 「移転」については、届出のあった事項・方法についてのみ行えるよう、制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	庁内連携システムは、番号法に基づき認められた情報のみ認められた相手にしか移転できない。 国税連携システム及びeLTAXシステムを使用した情報提供は、あらかじめ定められた方法で行う。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない(入手)　[　　]接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] <選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウエアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVNP等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] <選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウエアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] <選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ①中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより漏洩・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはＶＰＮ等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業所においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）暗号化・復号機能と鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはＶＰＮ等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることができない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤ったあいてに特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはＶＰＮ等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	・クライアント端末には情報を保存できない仕組みとなっている ・サーバ設置箇所については入退室管理を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	・システムの仕様権限は、IDおよびパスワードにより制限されている。 ・eLTAXシステム等、外部接続のシステムにはファイアウォールを設置する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止をを行うとともにログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームではウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1）発生あり 2）発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1）保管している 2）保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全確認措置を実施する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	国税関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報については毎年データを入手し、賦課情報を毎年更新する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1）定めている 2）定めていない
手順の内容	・保存期間を過ぎた紙媒体の特定個人情報については、文書主管課である総務課経由で外部業者による溶解処理を行う。保存期間を過ぎたデータは、削除を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅳ　その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	評価書の記載内容通りの運用ができているかについて、定期的（年一回）に自己点検を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運営に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	情報セキュリテポリシーに基づき、内部監査を定期的に実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。	

2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	課内にセキュリティ責任者を指名し、所属員に対して随時指導・啓発を行っている。 委託業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。 年一回以上、課内で情報セキュリティに関する研修を実施している。 違反行為を行った者は、程度によっては懲戒の対象となりうる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、せキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

3. その他のリスク対策
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退出管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	春日井市総務部総務課文書担当 〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5-44 電話 0568-85-6129
②請求方法	春日井市個人情報保護条例（平成14年条例第41号）の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	―
③手数料等	[　　無料　　]　＜選択肢＞ 1) 有料　2) 無料 （手数料額、納付方法：手数料額： 無料。写しの交付の場合、A4白黒1面につき10円の負担。送付を要する場合は別途送付費用の負担が必要。 納付方法： 来庁の場合は現金。送付の場合は納付書。）
④個人情報ファイル簿の公表	[　　行っている　　]　＜選択肢＞ 1) 行っている　2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人市民税に関する事務
公表場所	市ホームページ及び春日井市情報コーナー（春日井市役所本庁舎2階）
⑤法令による特別の手続	―
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	―

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	春日井市総務部総務課文書担当 〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5-44 電話 0568-85-6129
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅵ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年11月1日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市広報、ホームページ上で意見募集する旨を掲載し、市ホームページ、市役所情報コーナー、坂下出張所、東部市民センター、各ふれあいセンター、各公民館において案の閲覧及び配布を行う。意見は電子メール、FAX、郵送にて受け付ける。
②実施日・期間	平成26年12月5日～平成27年1月7日
③期間を短縮する特段の理由	－
④主な意見の内容	特になし
⑤評価書への反映	－
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

特定個人情報保護評価書　住民基本台帳に関する事務　全項目評価書　正誤表

ページ	誤	正
8	別添１（図中） ２－②本人確認結果通知 図右上 3 つめの矢印 ４－②検索 ５－①本人確認情報の提供	 ２－④本人確認結果通知 ３－⑥更新要求 ４－①検索 ５－②本人確認情報の提供
9	別添１（備考） ３－②、③　転出値 ５－①、２	 ３－②、③　転出地 ５－①、②
10	④記録される項目　その妥当性　最終行 …を記録する必要がある。	 …を記録する必要がある。）
16	提供先６　②提供先における用途　4 行目 …特定入所障害時食費等給付費の	 …特定入所障害児食費等給付費の
17	提供先７　②提供先における用途　1 行目 …申請に係る事実医について 提供先８　②提供先における用途　最終行 …所外福祉サービス	 …申請に係る事実について …障害福祉サービス
25	提供先 23　②提供先における用途　3 行目 …同法施行規則第９条（同例第 20 条	 …同法施行規則第９条（同令第 20 条
29	提供先 32　②提供先における用途　3 行目 …請求に火ある事業についての	 …請求に係る事業についての
34	提供先 41　②提供先における用途　8 行目 …準用する倍医を含む。	 …準用する場合を含む。
37	提供先 47　②提供先における用途 1 行目 …猶予の申請にかかる 3 行目及び 4 行目 …額資金の	 …猶予の申請に係る …学資金の
39	提供先 51　②提供先における用途　2 行目 …受給資格の認定に申請に	 …受給資格の認定の申請に
42	移転先１　②移転先における用途　1 行目 …高額障害児通著給付費	 …高額障害児通所給付費
52	移転先 22 ②移転先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法の一部を改正する法律附則第 97 条第１項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	③消去方法　2 行目 …春日井市文書管理規定に基づき	 …春日井市文書取扱規程に基づき

ページ	誤	正
70	リスク６　リスクに対する措置の内容　7行目 …ログイン時の側隠認証の リスク７　リスクに対する措置の内容　最終行 …特定個人情報を副本都市保存・管理する	 …ログイン時の職員認証の …特定個人情報を副本とし保存・管理する
71	リスク３　消去手順　手順の内容　3行目 …春日井市文書管理規定に基づき	 …春日井市文書取扱規程に基づき
77	中間サーバソフトウェアにおける措置　1行目 …研ぐ印字の職員認証の	 …ログイン時の職員認証の
78	最終行 …春日井市文書管理規定に基づき	 …春日井市文書取扱規程に基づき
80	リスク４ （※）の説明がない	 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗聴、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。
87	④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名 整理番号１５５　市民生活部市民課 整理番号１５７　市民生活部市民課	 （整理番号は毎年振り直すため削除）